

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第5号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号。以下「条例」という。）第29条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 特殊自動車運転作業手当は、紫波総合高等学校、岩谷堂高等学校、千厩高等学校、大船渡東高等学校、釜石商工高等学校、遠野緑峰高等学校、宮古商工高等学校、<u>久慈東高等学校</u>、北桜高等学校、農業高等学校又は工業高等学校に勤務する技能職員等が、給与規則第7条の8第1項各号に規定する作業に従事したときに、支給する。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）第29条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 特殊自動車運転作業手当は、紫波総合高等学校、岩谷堂高等学校、千厩高等学校、大船渡東高等学校、釜石商工高等学校、遠野緑峰高等学校、宮古商工高等学校、<u>久慈翔北高等学校</u>、北桜高等学校、農業高等学校又は工業高等学校に勤務する技能職員等が、給与規則第7条の8第1項各号に規定する作業に従事したときに、支給する。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。